

令和 8 年 度

練馬区職員(歯科衛生) 採用選考募集案内

令和 8 年 10 月 21 日
練 馬 区

1 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

2 採用予定数・勤務場所等

採用区分	職種 (職務名)	採用予定数	主な勤務場所
Ⅱ 類	歯科衛生 (歯科衛生士)	若干名	保健相談所 など

3 受験資格

(1) 年齢

昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた方

(2) 資格

歯科衛生士免許を有し（令和 8 年度歯科衛生士国家試験に合格し、免許を取得見込の方を含む）、次のうちいずれかに該当する方

- ① 平成 16 年文部科学省厚生労働省令第 5 号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限 3 年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方（卒業見込みの方を含む）
- ② 上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限 2 年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方

※ 国家試験に不合格となった場合は採用しません。

※ 日本国籍を有しない方（「出入国管理及び難民認定法」別表第 2〔永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者〕に掲げる在留資格を有する者ならびに「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者）も受験できます。

※ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれか（参考欄参照）に該当する方は、受験できません。

※ 現に練馬区の常勤職員である方（任期付職員、教育公務員および臨時的任用職員を除く。）は受験できません。

4 選考実施日および方法

(1) 第1次選考

実施日	令和8年12月13日（日）
会場	練馬区職員研修所（予定）
選考方法	論文（課題式：90分・1,000～1,500字程度）
結果発表	令和8年12月下旬（予定） ※ すべての受験者に合否結果を通知します。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者を対象に実施します。）

実施日・会場	令和9年1月中旬～下旬 練馬区職員研修所（予定） ※ 詳細は、第1次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考方法	個別面接
最終結果発表	令和9年1月下旬～2月上旬（予定）

5 申込手続

(1) 申込

申込方法	下記 URL（LoGo フォーム）または右の二次元コードから「練馬区職員（歯科衛生）採用選考」の受験申込ページにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しくご入力の上、下記受付期間中に申請してください。  【URL（LoGo フォーム）】 https://logoform.jp/form/G2rU/1827761
受付期間	令和8年10月21日（水）午前9時から 令和8年11月20日（金）午後5時まで【期間内受付有効】

※ 受付期間中に正常に受付したものを有効とします。

この場合、受験の申込みを受け付けた旨のメール（送信完了通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、受付期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止および通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

(2) 受験票の交付

申込時に登録したアドレス宛てに、メールで別途ご案内します。

受験票は、選考日当日にスマートフォン端末等で提示、または印刷したものをご提示ください。

※令和8年12月9日（水）までに受験票が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

6 勤務条件

- (1) 勤務日
月曜日から金曜日まで（週あたり 38 時間 45 分勤務）
- (2) 勤務時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間を除く）
- (3) 年次有給休暇
1 年度につき 20 日間
※ その他、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。
- (4) その他
勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

7 給与等

- (1) 給料月額（令和 8 年 4 月 1 日現在・地域手当含む）

3 年制の歯科衛生士養成施設を卒業（※）	約 2 6 5, 5 6 0 円
2 年制の歯科衛生士養成施設を卒業	約 2 5 8, 0 0 0 円

※平成 16 年文部科学省厚生労働省令第 5 号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校または歯科衛生士養成所を卒業した者に限ります。

- (2) その他
条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
※ 職務経験等があれば、一定の基準により加算されます。
※ 採用されるまでに給与等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

8 その他

練馬区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は当区ホームページ（<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/saiyo/index.html>）をご覧ください。

9 問合せ先

練馬区総務部職員課採用係（人事戦略担当部） 練馬区役所 本庁舎 6 階
〒1 7 6 - 8 5 0 1 東京都練馬区豊玉北 6 丁目 1 2 番 1 号
☎（0 3）5 9 8 4 - 4 1 5 3（直通）

【参考】地方公務員法第 16 条

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることが出来ません。

【練馬区役所案内図】

